

No.31

公園・緑地の評価調書

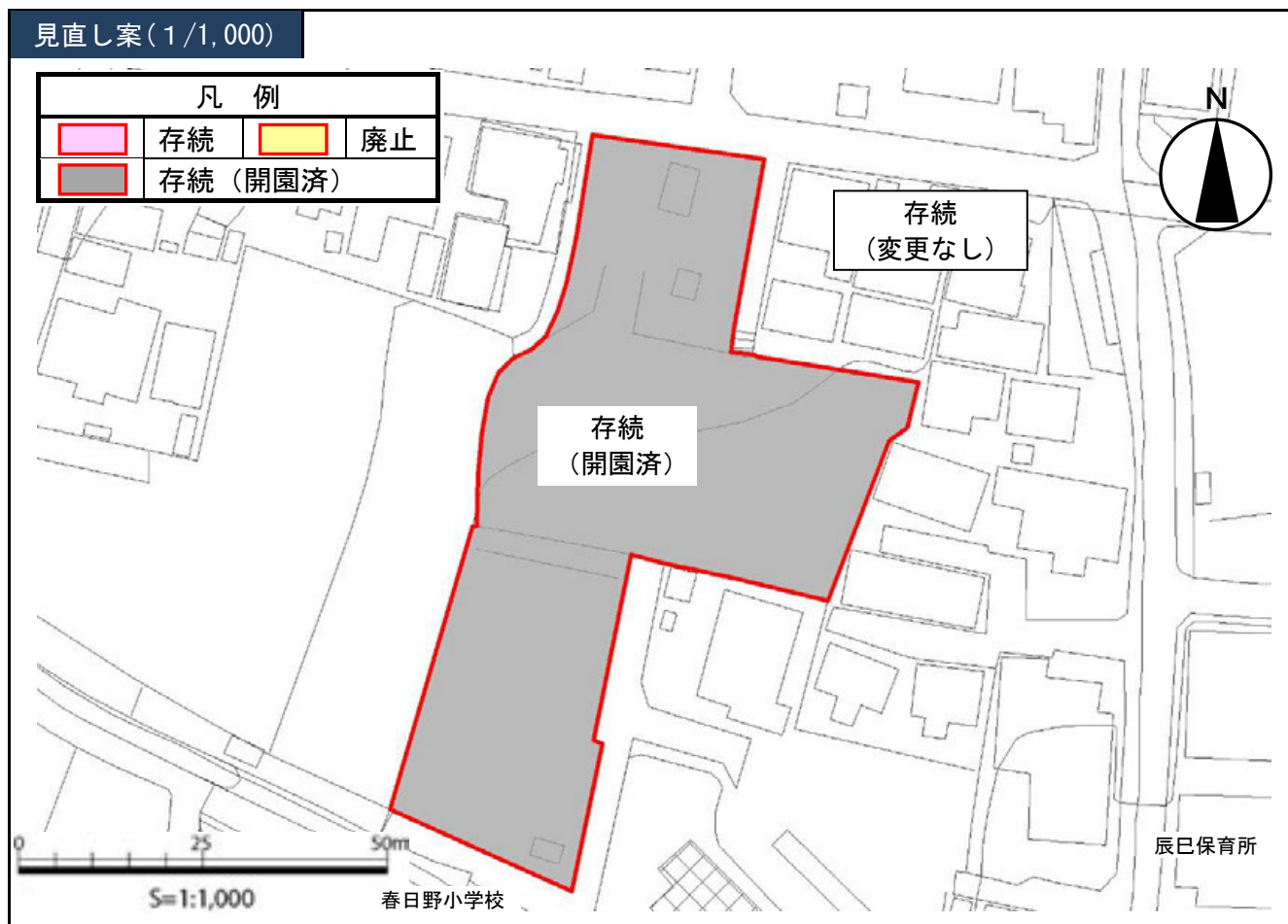
2・2・268 醍醐辰巳公園

(平成25年1月21日)

醍醐辰巳公園の見直し方針

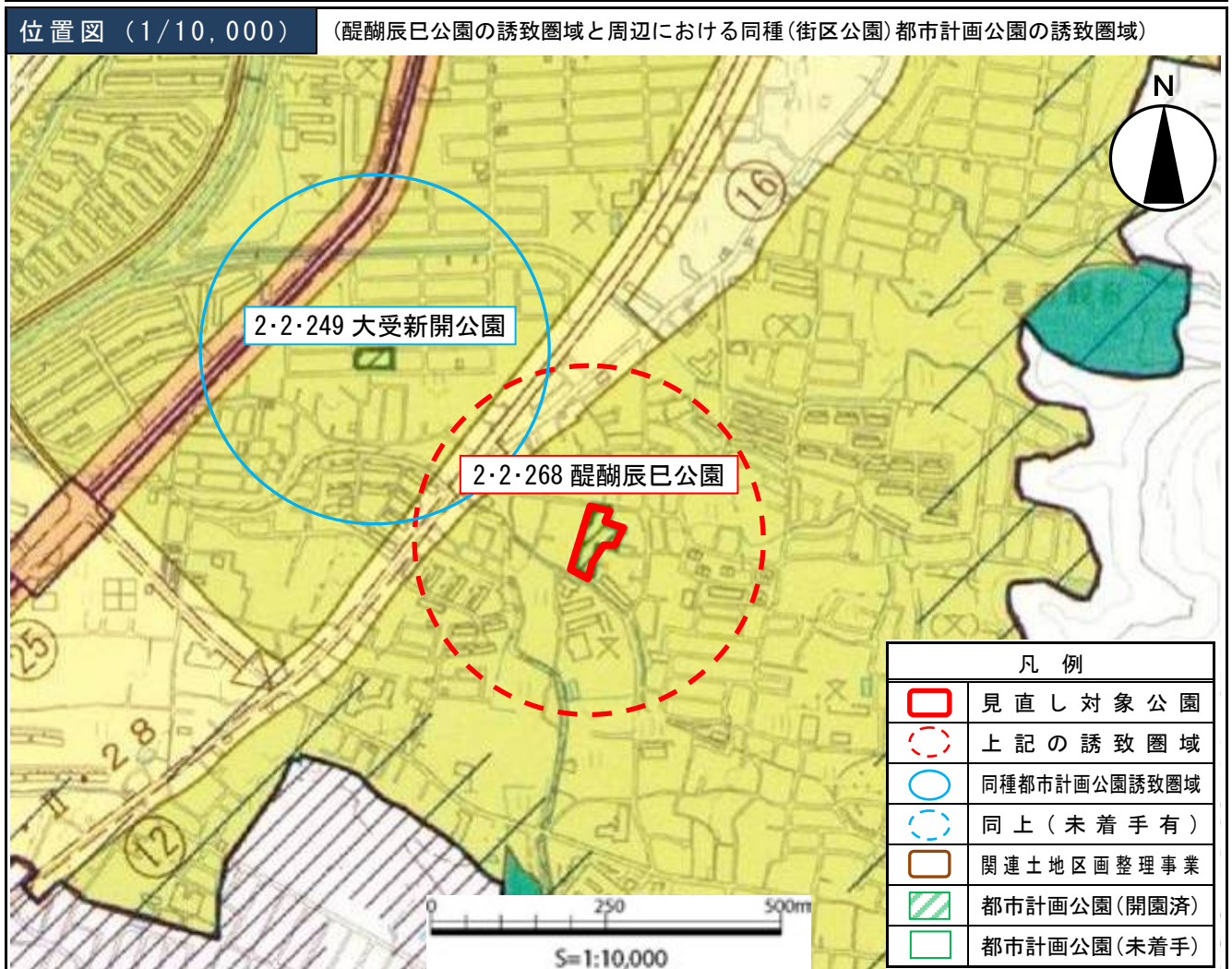
1. 見直し案

開園面積は 0.33ha となっているが、実際の開園面積は計画面積の 0.34ha であることから、開園面積が実態と整合するよう修正する。なお、都市計画変更の必要はない。



2. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	醍醐辰巳公園（だいがたつみこうえん）	都市計画番号	2・2・268
公園位置	伏見区醍醐東合場町	公園種別	街区公園
都市計画決定告示（当初）	昭和63年8月16日	区域面積（当初）	0.34ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	23年
都市計画決定理由等	醍醐辰巳公園予定地は、伏見区東部に位置し、周辺部の宅地化が進み、都市基盤の整備が急がれる地域である。本都市計画は醍醐辰巳公園予定地において都市計画公園を追加することにより、生活環境の充実を図り、児童等の健全な遊び場を提供するものである（2・2・233 星池公園、2・2・267 樽尾公園と同時決定）		
都市計画決定告示（最終）	変更なし	区域面積（最終）	0.34ha
都市計画変更の内容	—	用途地域（容積率）	第一種中高層住居専用地域（200%）
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付けなし		



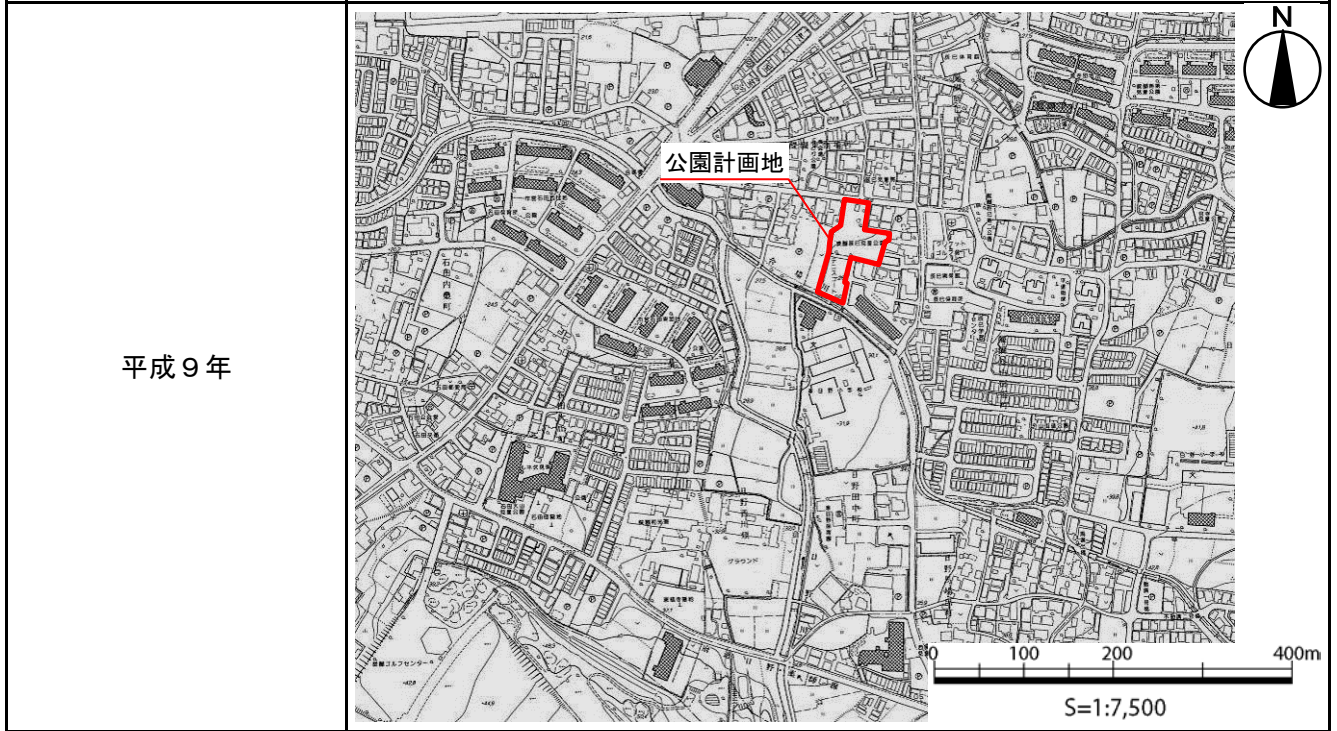
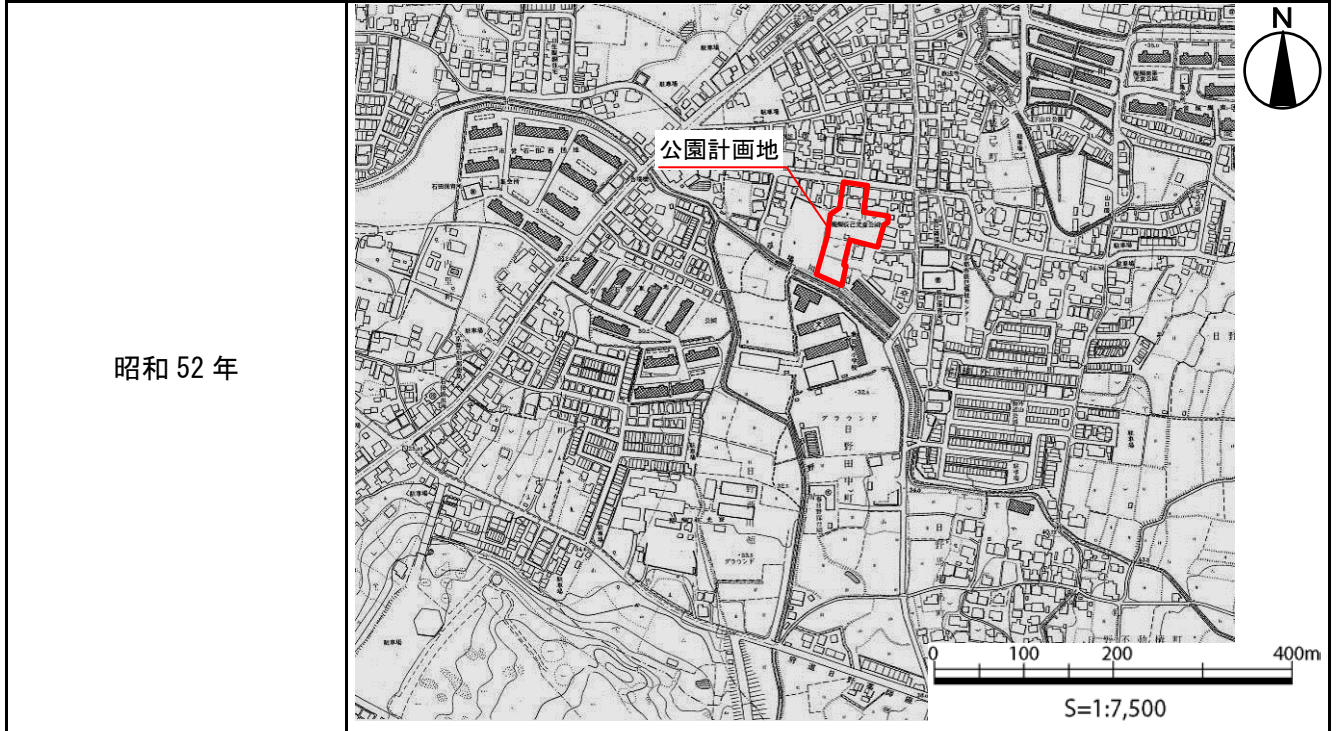
開園状況	実態として全域開園済	公園設置年月日	昭和29年3月31日
現在の開園面積	0.33ha	未着手面積	0.01ha(未着手率:2.9%)
整備の経過	昭和19年7月7日に市が買収した宅地の一部を公園として造成し、広場その他公園施設を設置して、昭和29年3月31日開園に至る。 施設の現況:多目的広場, テニスコート, 休憩施設, 遊具等		
未着手部分の土地利用	実態として全域開園済(水路(暗渠)部が開園扱いでない)		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	実態として全域開園済		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定と開園状況には不整合がある。(公園を横断する水路部分(暗渠3箇所)が都市公園として開園扱いでないが、実態として一体的に公園として利用されている。)		



公園周辺の市街地の変遷 昭和52年の地図では、公園の周辺地域は農地と既存集落が混在する地域であったが、平成9年の地図では、周辺地域で宅地化が進展している。(公園設置：昭和29年)

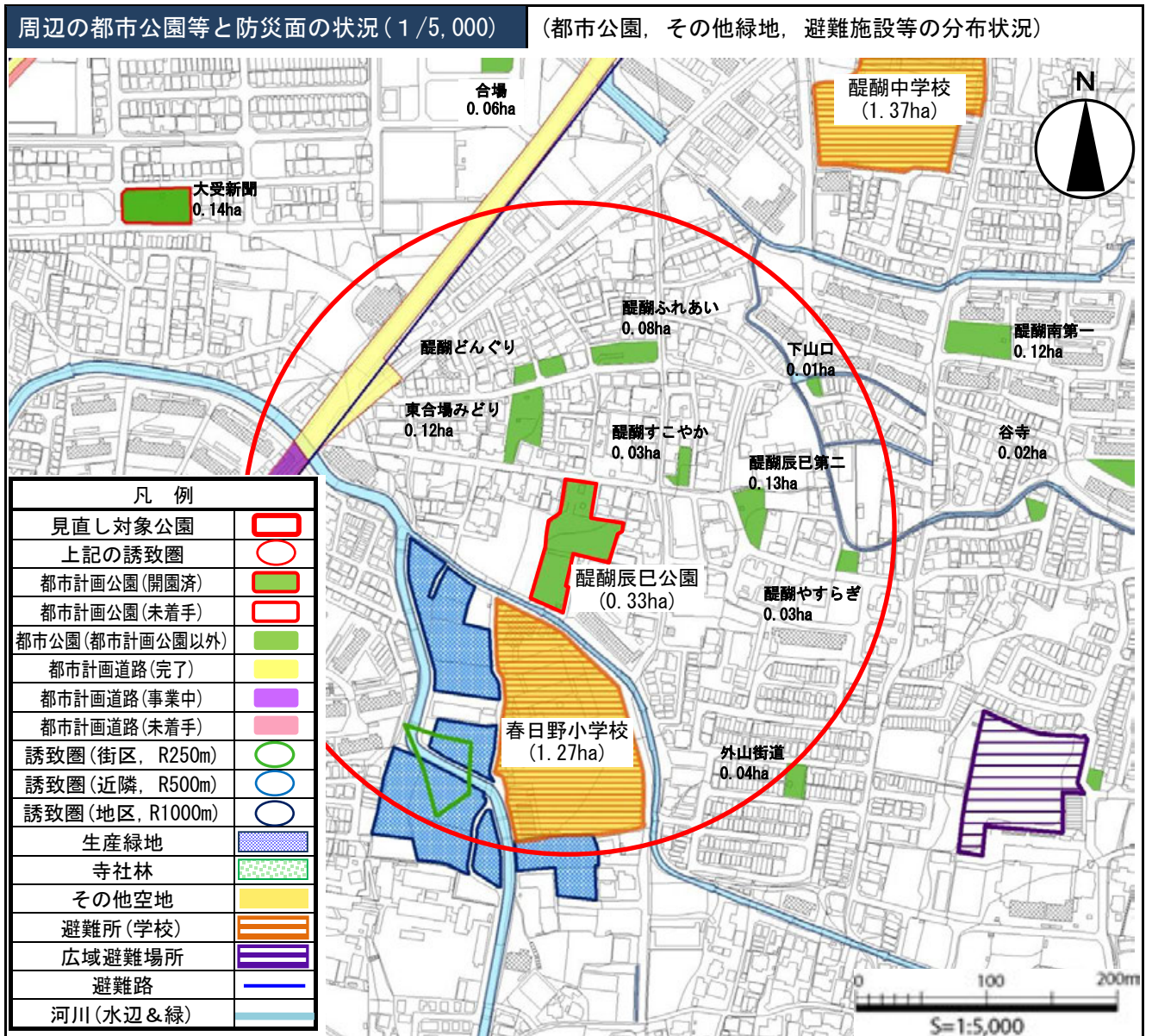
現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：3,923人、面積：32.2ha、人口密度：121.8人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(5町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
誘致圏域(19.6ha)に換算した人口：2,388人

市街化の変遷図 1/7,500



都市公園等の 配置状況	近隣公園 以上	誘致圏内	—
	街区公園	誘致圏内 (小計：0.75ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・(都)醍醐辰巳公園(0.33ha, 開園部分) ・醍醐辰巳第二公園(0.13ha) ・東合場みどり公園(0.12ha) ・醍醐ふれあい公園(0.08ha) ・醍醐すこやか公園(0.03ha) ・醍醐やすらぎ公園(0.03ha) ・下山口公園(0.01ha) ・外山街道公園(0.04haのうち0.02ha) ・醍醐どんぐり公園
	その他緑地	誘致圏内	—
	その他空地	誘致圏内 (小計：1.79ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・春日野小学校(1.27ha, 避難所指定) ・合場川・日野川(0.52ha)

避難施設等の 分布状況	広域避難場所	春日丘中学校, 日野小学校グラウンド
	避難所	春日野小学校：誘致圏内, 醍醐中学校：誘致圏外
	避難路	大津宇治線(16m, 南北方向)



No.32

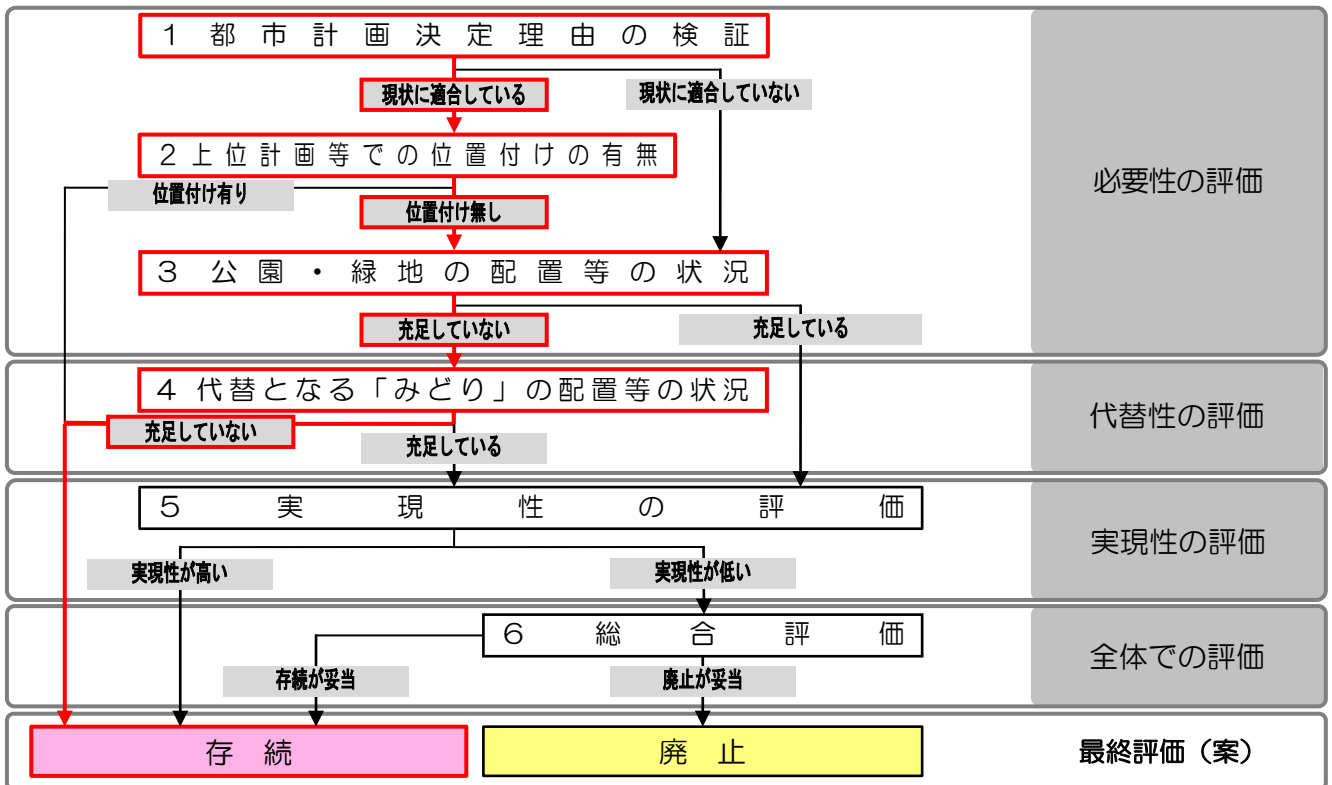
公園・緑地の評価調書

2・2・273 川田公園

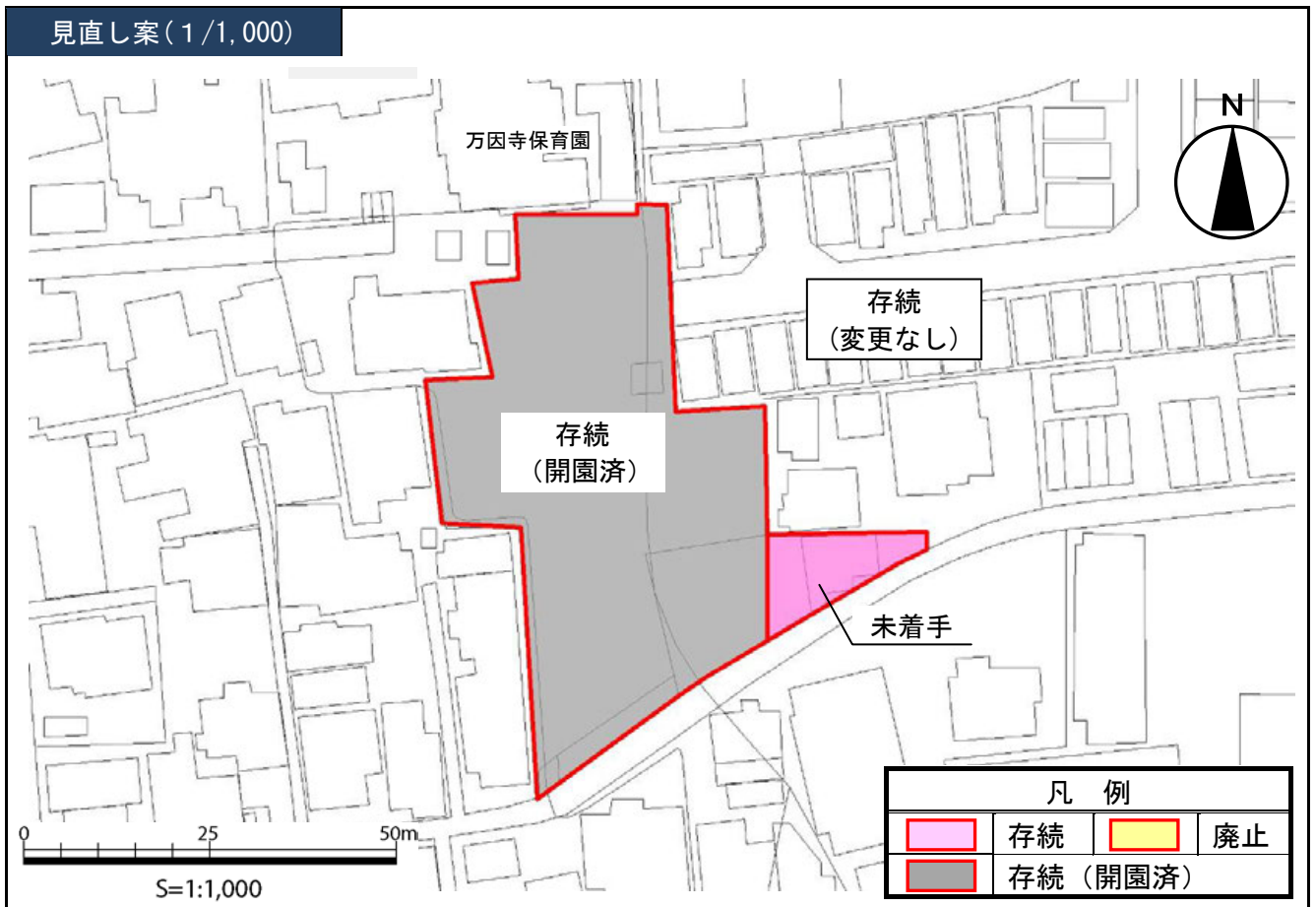
(平成25年1月21日)

川田公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は32川田-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（公園機能の向上と良好な住環境形成を図る）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 川田公園の大部分が開園済であり、既存の檀川公園、西野野色公園、川田欠ノ上公園、上花山公園（街区公園）が配置上誘致圏域をほぼカバーしているが、誘致圏域内の一人当たり面積において充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝1.23 m²/人≦5m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.28ha（街区公園 0.28ha）÷誘致圏の人口：2,269人</p>
		<p><「みどり」の配置> 川田公園の大部分が開園済であるが、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が充足していない。 ・旧安祥寺川（環境保全、景観形成、防災） ・西野小学校（防災）</p> <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝2.78 m²/人≦5m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：0.63ha（上記公園・緑地、旧安祥寺川 0.22ha、西野小学校 0.13ha）÷誘致圏の人口：2,269人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足していない	<p><地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響は少ない。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 住宅に付随する車庫</p> <p><関連事業の状況> 計画区域に隣接する（都）日ノ岡西野山線の整備と併せて公園整備を行う必要がある。道路整備時期は未定。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 買収対象が住宅に付随する車庫のみで小規模である 買収が比較的小規模であることから、実現性が高いと判断する。</p>
5 実現性の評価	実現性が高い	
6 総合評価	存続が妥当	見直し対象区域が、避難路に位置付けられている未着手都市計画道路（（都）日ノ岡西野山線）に接道しており、防災上の観点から、存続が妥当である。

※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	存続（変更なし） （0.25ha⇒0.25ha）
評価内容	大部分が開園済であるが、誘致圏域内における代替となる「みどり」は充足していない。また、未着手区域の買収が小規模であることから、未着手区域は存続とする。

3. 公園の概要

公園名称(ふりがな)	川田公園 (かわたこうえん)	都市計画番号	2・2・273																
公園位置	山科区川田前畑町	公園種別	街区公園																
都市計画決定告示(当初)	平成3年4月4日	区域面積(当初)	0.25ha																
事業認可	—	経過年数(平成24年3月31日基準)	20年																
都市計画決定理由等	川田公園は昭和38年に開園された面積約900㎡の公園であるが、その後宅地化が進展し、地域住民から拡張整備が望まれたところである。本都市計画は、本公園を都市計画公園に位置付け、拡張整備することにより、公園機能の向上と良好な住環境形成を図るものである。(2・2・272 中溝公園と同時決定)																		
都市計画決定告示(最終)	変更なし	区域面積(最終)	0.25ha																
都市計画変更の内容	—	用途地域(容積率)	第二種中高層住居専用地域(200%)																
都市計画施設等	(都)日ノ岡西野山線(未着手)と隣接																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	位置付けなし																		
位置図(1/10,000)	(川田公園の誘致圏域と周辺における同種公園(街区公園)の誘致圏域)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上(未着手有)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園(開園済)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園(未着手)</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上(未着手有)		関連土地区画整理事業		都市計画公園(開園済)		都市計画公園(未着手)
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上(未着手有)																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園(開園済)																		
	都市計画公園(未着手)																		

開園状況	大部分で開園済	公園設置年月日	昭和38年4月1日
------	---------	---------	-----------

現在の開園面積	0.23ha	未着手面積	0.02ha(未着手率:8.0%)
---------	--------	-------	-------------------

整備の経過と現在の状況	昭和38年度に寄付により804.21㎡が開園し、その後平成6年(1,228.62㎡)及び18年度(219.0㎡)に拡張整備し、現在に至る。大部分が開園済であり、未着手部分は(都)日ノ岡西野山線(未着手)との接道部分である。		
-------------	---	--	--

未着手部分の土地利用	住宅地		
	整備に向けた必要事項	用地確保 建物補償	民有地 住宅に付随する車庫

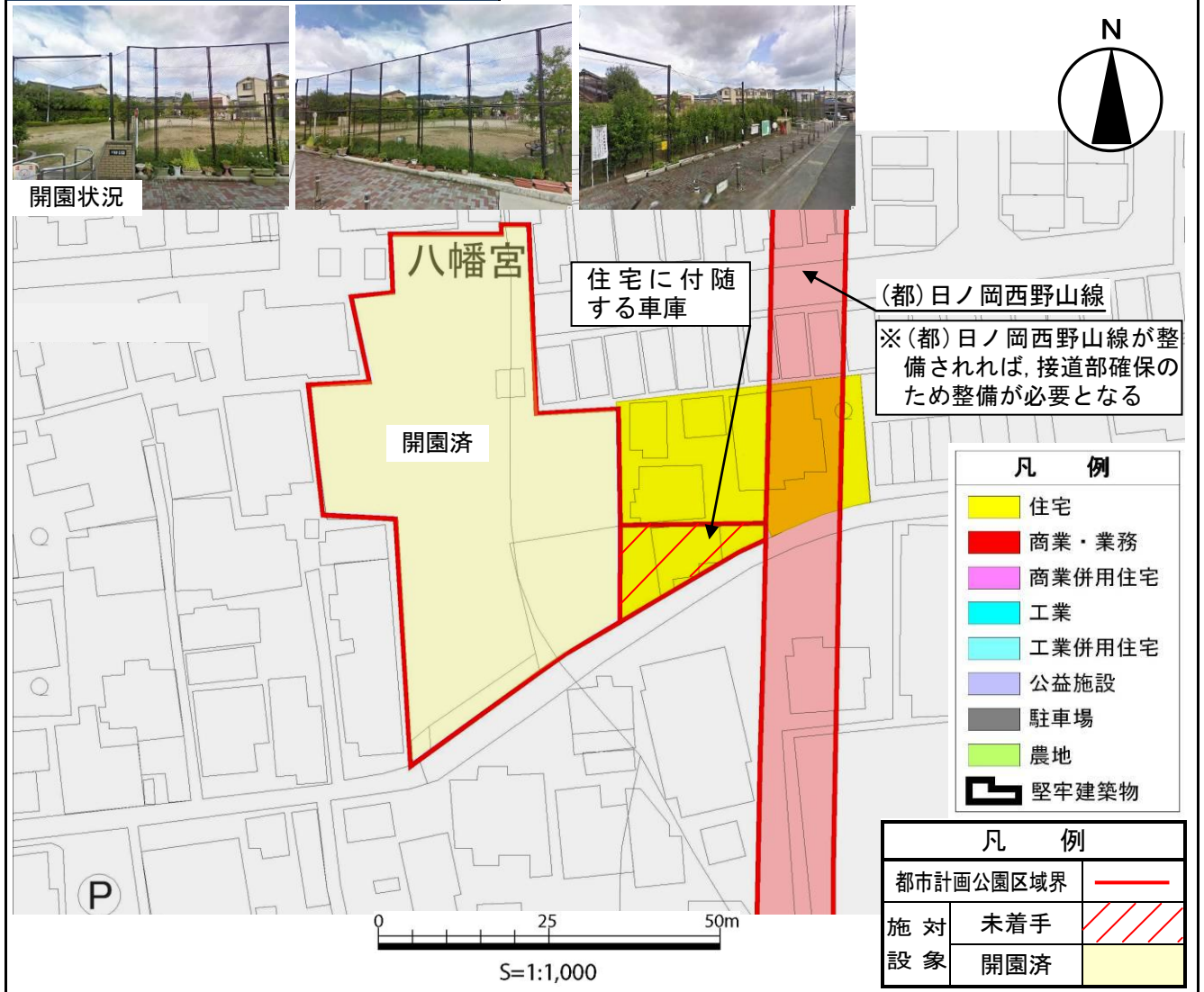
樹林地等の有無	該当なし。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------

都市計画公園区域と未着手区域(1/1,000)



公園周辺の市街地の変遷
 昭和38年の地図では、公園の周辺地域は農地と既存集落が混在する地域であったが、昭和49年、昭和62年の地図では、地域全体で宅地化が進展している。(公園開園：昭和38年)

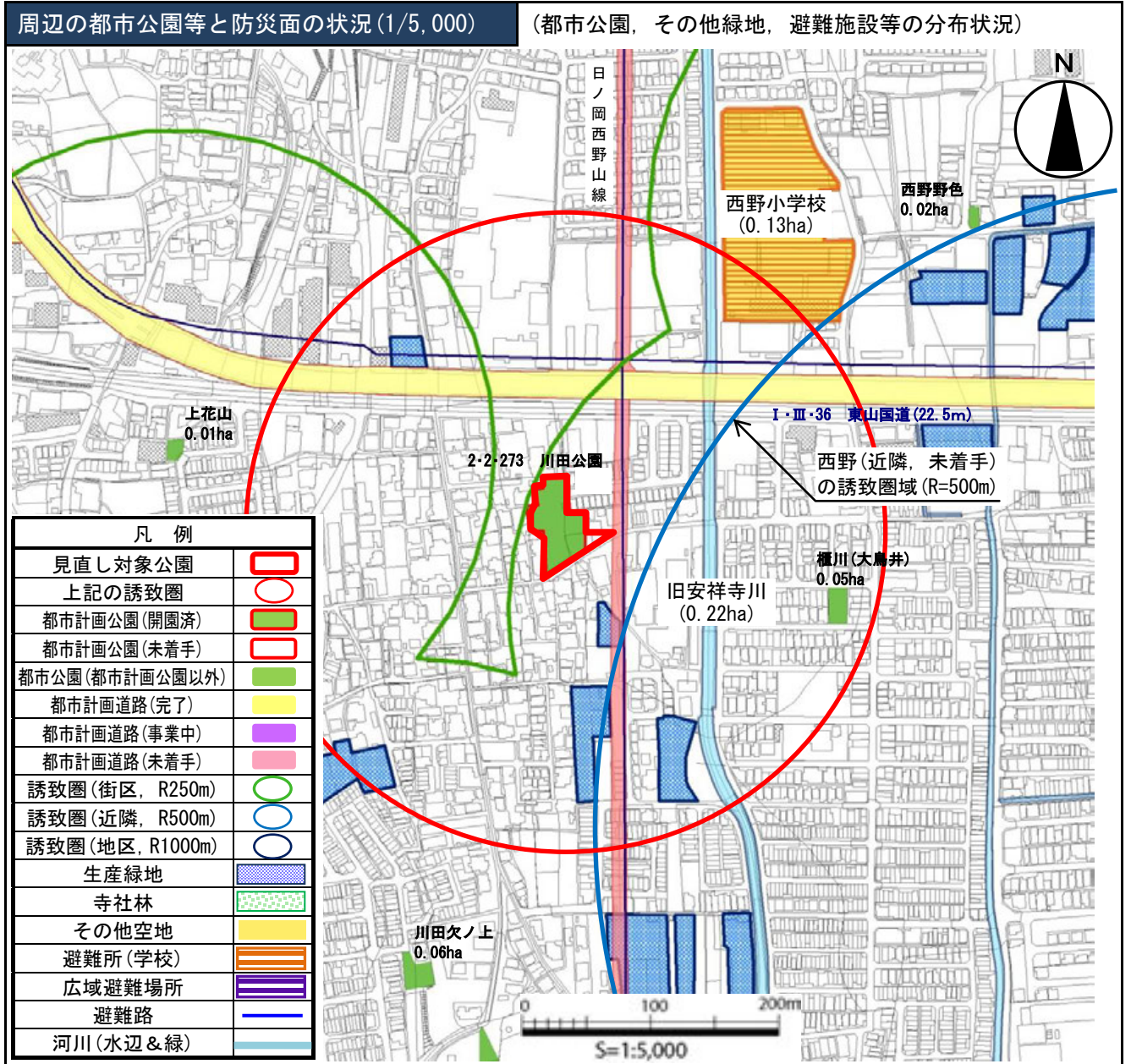
現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口)
 人口：4,410人、面積：38.1ha、人口密度：115.7人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(7町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
 誘致圏域(19.6ha)に換算した人口：2,269人

市街化の変遷図 1/7,500



都市公園等の配置状況	近隣公園上	誘致圏内	—
	街区公園	誘致圏内 (小計:0.28ha)	・(都)川田公園(0.23ha, 開園部分) ・櫃川公園(0.05ha, 250m東)
		誘致圏外	・西野野色公園(0.02ha, 400m北東) ・川田欠ノ上公園(0.06ha, 400m南) ・上花山公園(0.01ha, 300m西) ・菱尾田公園(0.03ha, 400m南)
	緑地等	誘致圏内	—
その他空地	誘致圏内 (小計:0.35ha)	・旧安祥寺川(0.22ha) ・西野小学校(1.39haのうち0.13ha, 避難所指定)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	洛東自動車教習所, 東野公園・山科中学校グラウンド
	避難所	西野小学校: 誘致圏内, 百々小学校: 誘致圏外
	避難路	日ノ岡西野山線(11m(未着手)), 東山国道(22.5m)



No.33

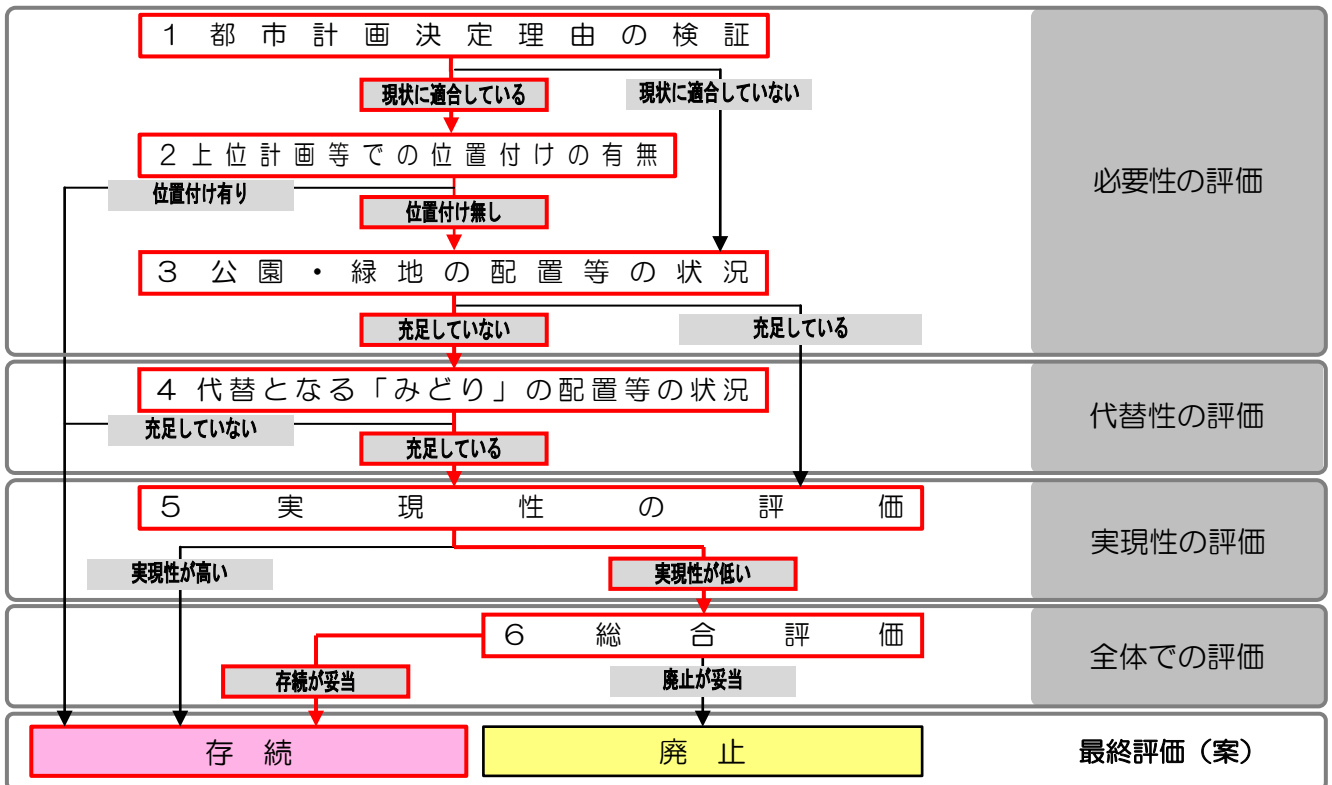
公園・緑地の評価調書

2・2・275 戒光公園

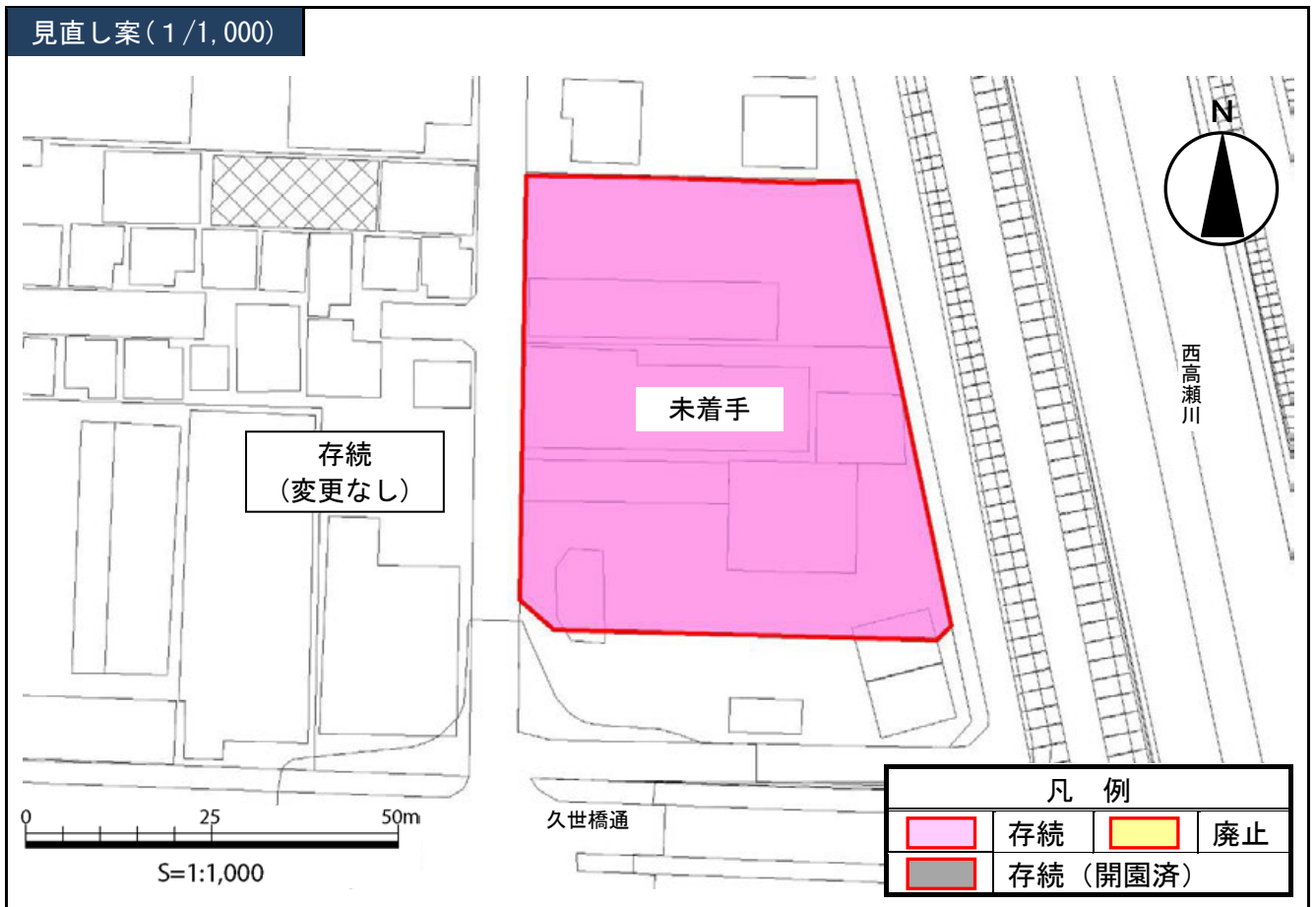
(平成25年1月21日)

戒光公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は33 戒光-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（良好な住環境の形成を図るとともに、児童等の健全な遊び場を提供する）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 村山公園，島田公園，中ノ坪公園，山ノ本公園（街区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの，誘致圏域全域をカバーするには至らず，街区公園の適正配置の観点において充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝4.28 m ² /人 ≤ 5m ² /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.61ha（街区公園 0.61ha）÷誘致圏の人口：1,425人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において，環境保全，景観形成，レクリエーション，防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・西高瀬川（環境保全，景観形成，防災） ・祥栄小学校（防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝20.00 m ² /人 ≥ 5m ² /人 ※代替となる「みどり」の面積：2.85ha（上記公園・緑地，西高瀬川 1.54ha，祥栄小学校 0.70ha）÷誘致圏の人口：1,425人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 倉庫や工場
		<関連事業の状況> （都）久世橋線及び（都）西大路線の整備と併せて公園整備を行う必要がある。道路整備時期は未定。
		<早期に整備効果が見込めるか> 倉庫や工場の移転となると，権利者の合意形成が必要となり，事業の長期化が推定される。 倉庫や工場は買収が必要であり，権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから，実現性が低いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	見直し対象区域は，未着手都市高速道路（（都）久世橋線，（都）西大路線）の計画と密接に関連することから（ランプ高架下に計画された公園），存続が妥当である。

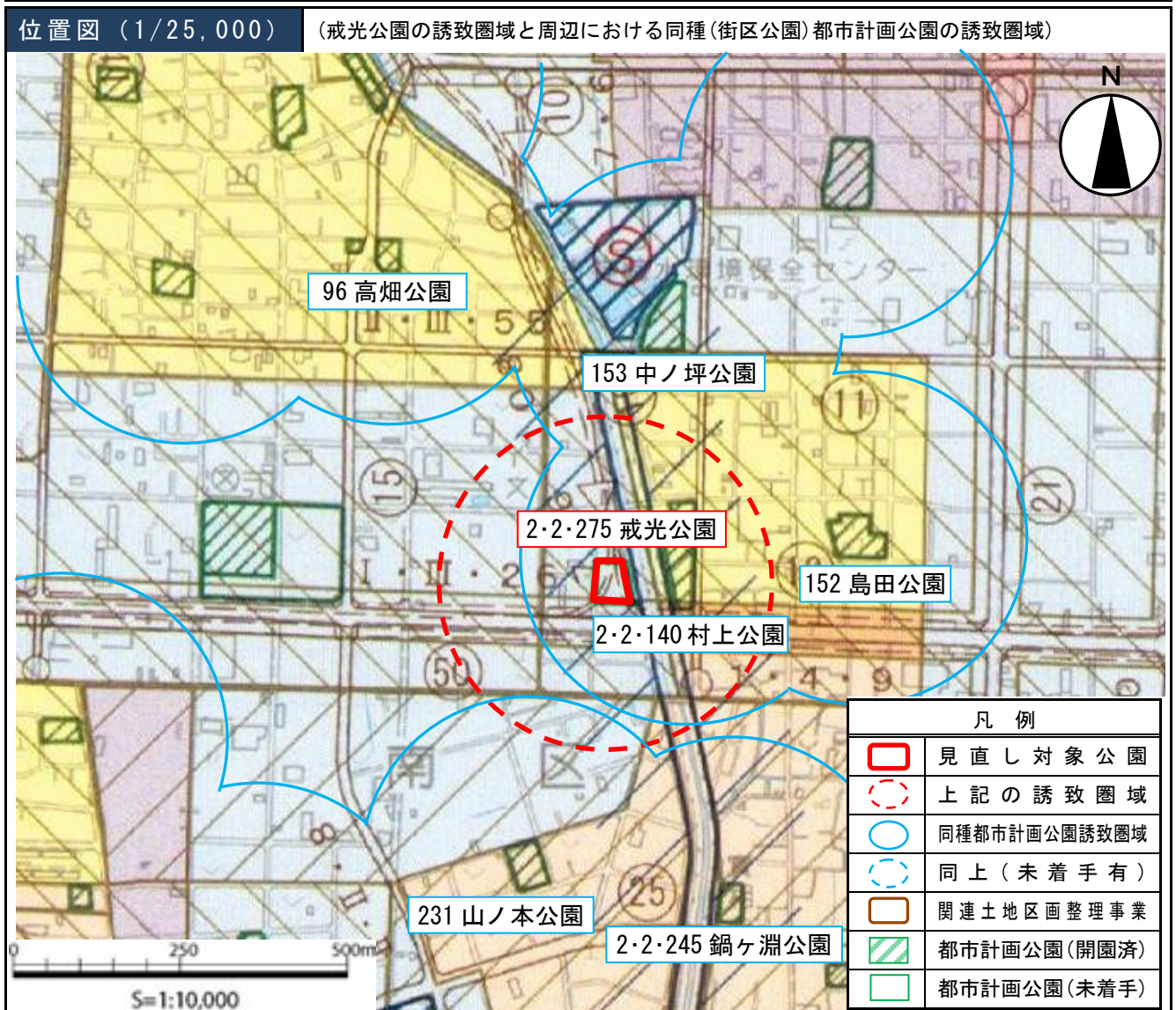
※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



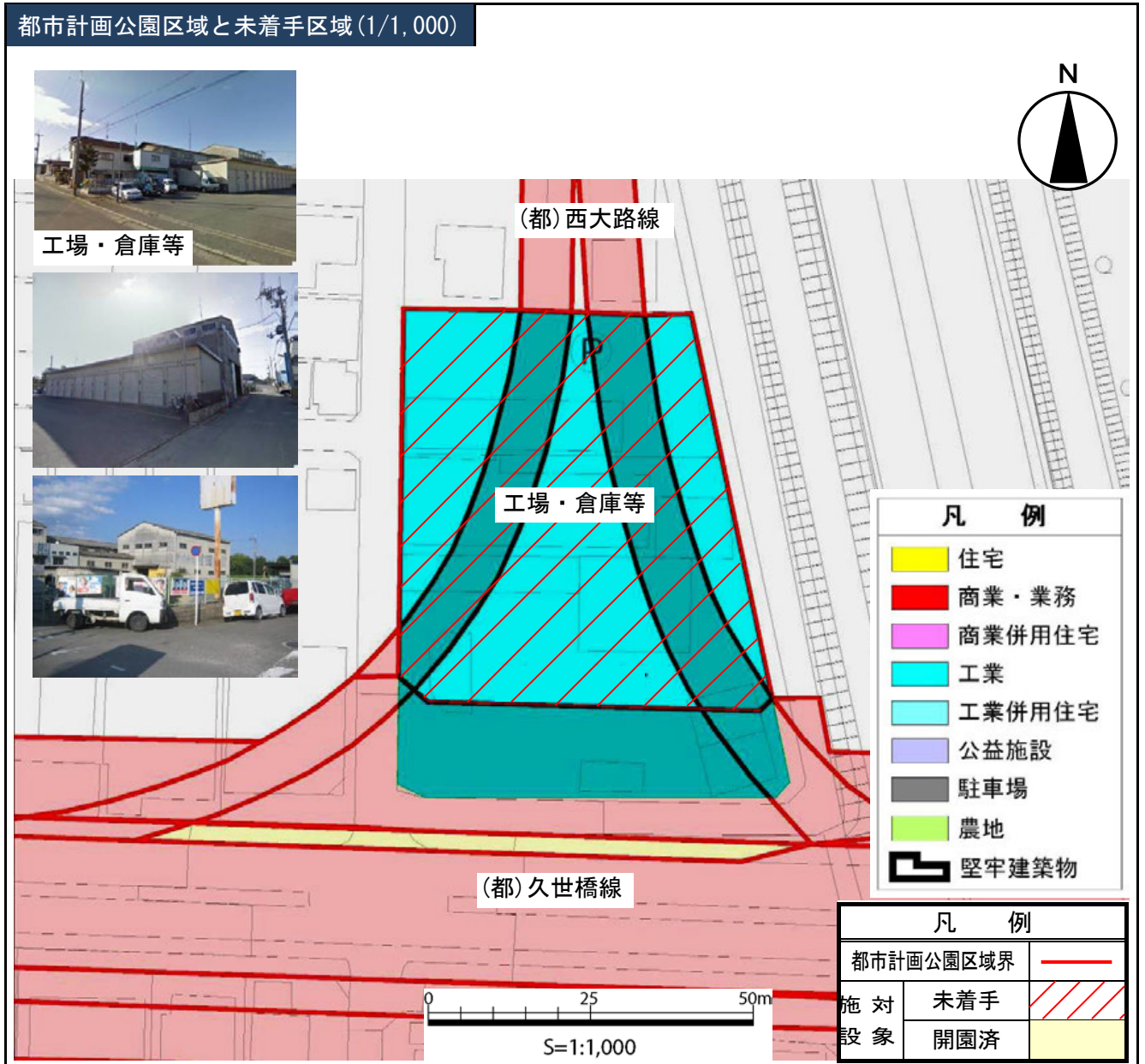
見直し案	存続（変更なし） (0.32ha⇒0.32ha)
評価内容	未着手区域は，未着手都市高速道路（（都）久世橋線，（都）西大路線）の計画と密接に関連していることから存続とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	戒光公園（かいこうこうえん）	都市計画番号	2・2・275
公園位置	南区上鳥羽北戒光町	公園種別	街区公園
都市計画決定告示（当初）	平成5年3月16日	区域面積（当初）	0.32ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	19年
都市計画決定理由等	戒光公園計画地は、人家等が密集した伏見区上鳥羽北戒光地区に位置しており、この地区に新たに都市計画公園を追加することにより、良好な住環境の形成を図るとともに、児童等の健全な遊び場を提供するものである。 ※（都）久世橋線及び（都）西大路線と同時決定		
都市計画決定告示（最終）	変更なし	区域面積（最終）	0.32ha
都市計画変更の内容	—	用途地域（容積率）	工業地域（200%, 300%）
都市計画施設等	（都）久世橋線（未着手）と隣接，（都）西大路線（未着手）と重複		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付けなし		



整備状況	未着手	公園設置年月日	—
現在の開園面積	0ha	未着手面積	0.32ha(未着手率:100%)
整備の経過と現在の状況	当該公園は(都)久世橋線から(都)西大路線の分岐ランプ高架下に計画されており、公園整備の前提になる都市計画道路が未着手となっている。 施設の現況:全域で公園未着手のため、公園施設はない。		
未着手部分の土地利用	中小の倉庫や工場が建て込んでいる。		
	整備に向けた必要事項	用地確保 移転補償	必要(民有地:0.32ha) 必要(中小倉庫,工場9棟)
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。		
都市計画決定と開園部の整合状況	—		



公園周辺の市街地の変遷 昭和40年の地図では、公園の周辺地域は宅地化していない。昭和50年、平成8年の地図では、宅地化が進行している。

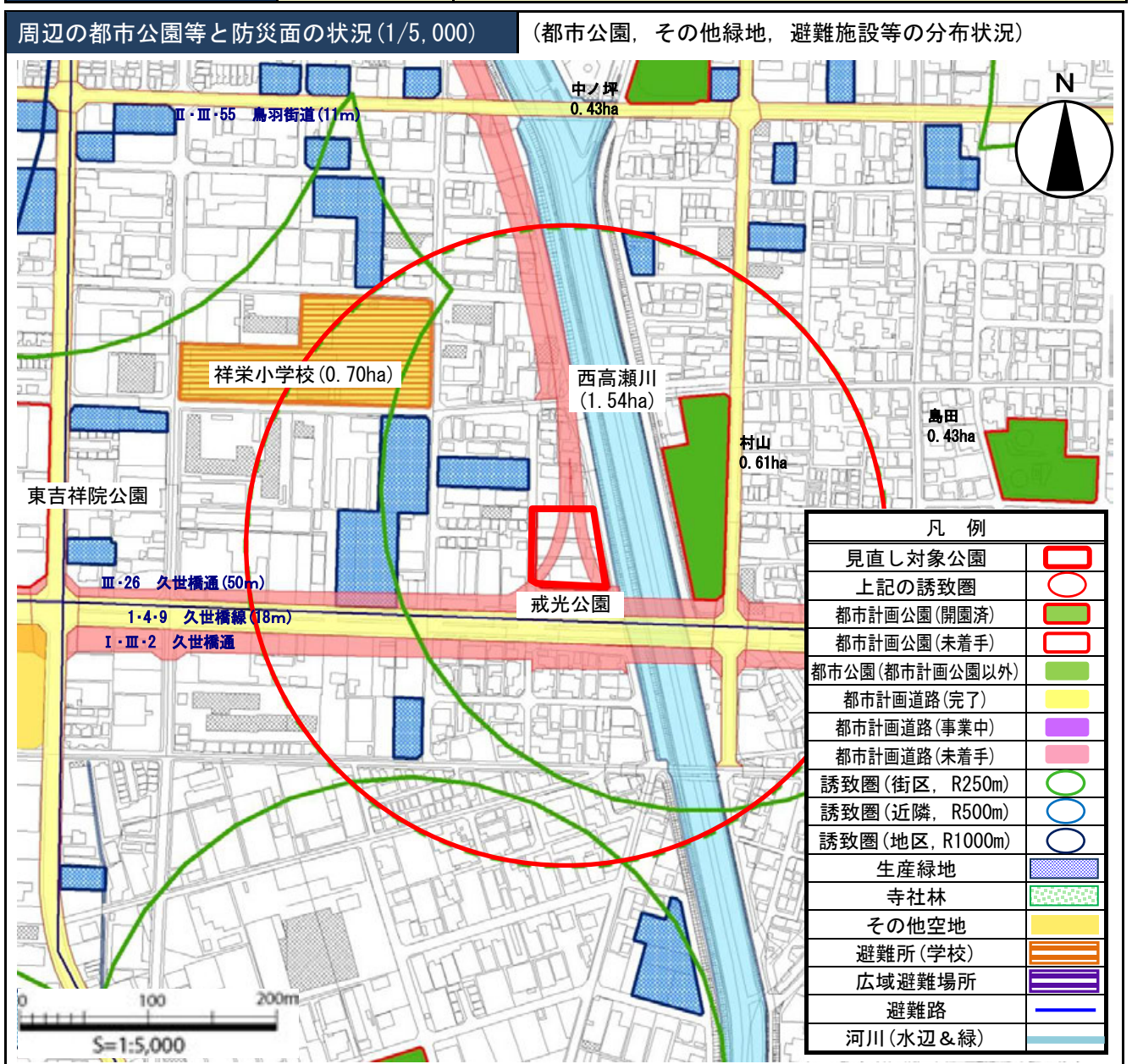
現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：1,927人、面積：26.5ha、人口密度：72.8人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(7町)人口(国勢調査(H22.10.1)及び面積の合計) 誘致圏域(19.6ha)に換算した人口：1,425人

市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の 配置状況	近隣公園上	誘致圏外	・(都)東吉祥院公園(1.0ha, 開園部分, 400m西)
	街区公園	誘致圏内	・(都)村山公園(0.61ha, 100m東)
		誘致圏外	・(都)島田公園(0.43ha) ・(都)中ノ坪公園(0.43ha) ・(都)山ノ本公園(0.33ha) ・前田公園(0.02ha)
	その他緑地	誘致圏内	—
その他空地	誘致圏内 (小計: 2.24ha)		・西高瀬川(1.54ha) ・祥栄小学校(0.98haのうち0.70ha, 避難所指定)

避難施設等の 分布状況	広域避難場所	塔南高校グラウンド
	避難所	祥栄小学校: 誘致圏内, 上鳥羽小学校: 誘致圏外
	避難路	高畑通(南北方向(未着手)), 久世橋通(18m, 東西方向)



No.34

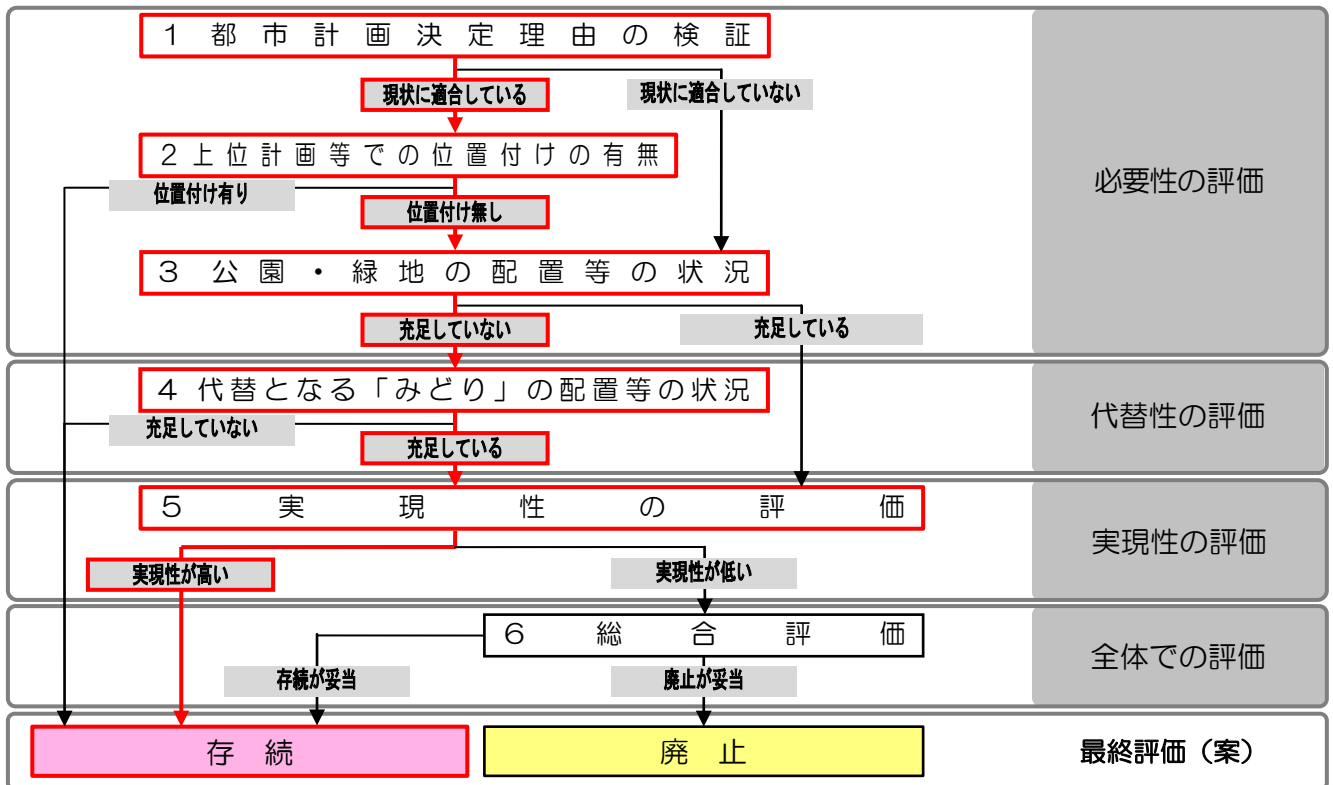
公園・緑地の評価調書

3 桂川緑地

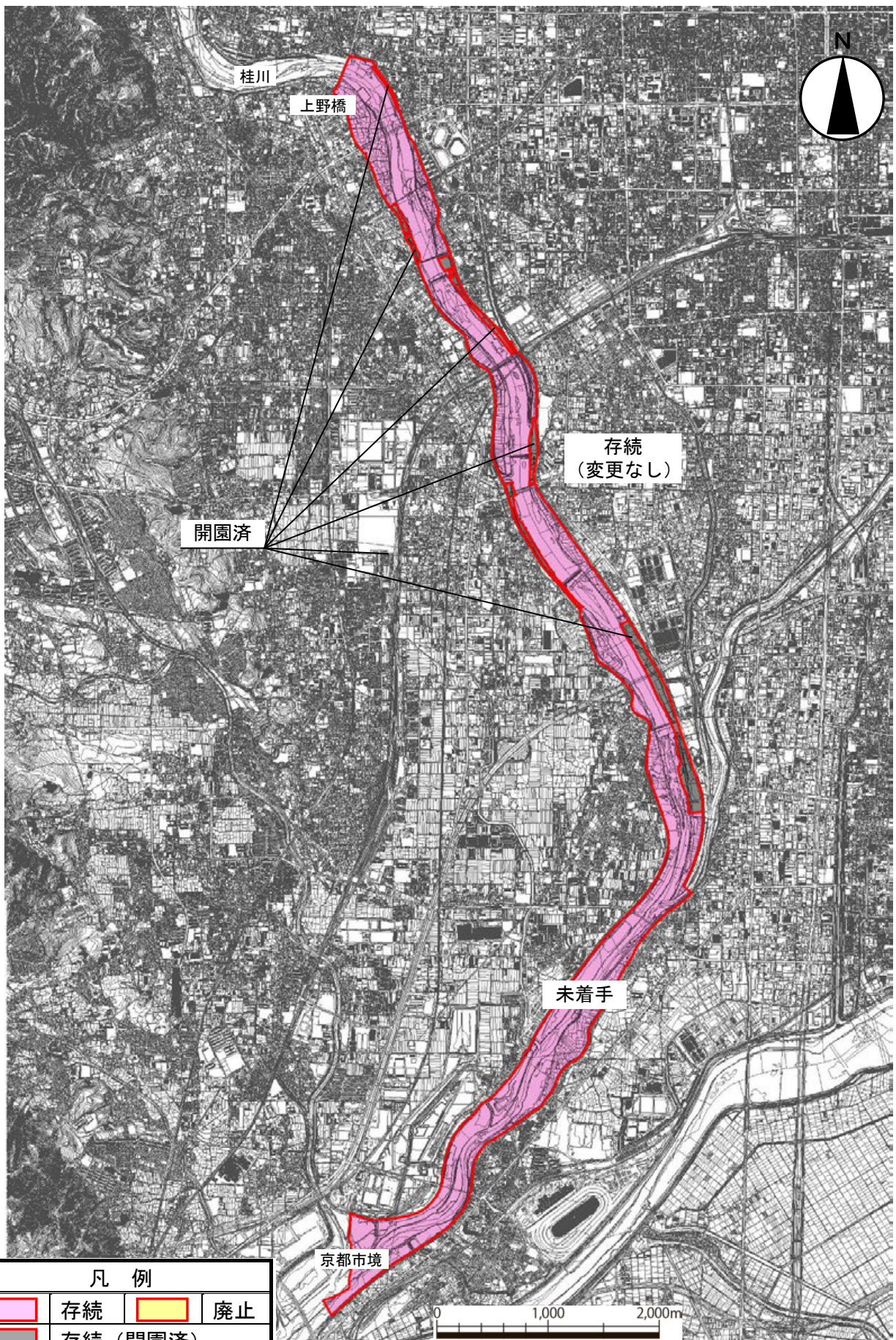
(平成25年1月21日)

桂川緑地の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は34 桂川-3 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



凡 例			
	存続		廃止
	存続 (開園済)		

2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（府民のスポーツの場、水と親しむ場として逐次整備を進める）は現在においても意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 計画面積 488.5ha のうち開園済面積が 27.3ha（5.6%）であり、また、市域全体として緑地は充足していない。
		<公園・緑地の面積> 市民一人当たりその他公園（緑地含む）面積＝1.37 m ² /人≦4.25 m ² /人（都市計画区域におけるその他公園の充足判断基準値） ※その他の公園面積：201.1ha（風致公園 20.8ha, 交通公園 2.1ha, 墓園 3.1ha, 都市林 134.0ha, 広場公園 0.2ha, 都市緑地 18.0ha, 緑道 22.9ha）÷都市計画区域人口：1,465 千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 大部分が未着手区域であるが、桂川として代替となる「みどり」でもあることから、市域全体で充足していると判断する。
		<「みどり」の面積> 市民一人当たり「みどり」面積＝4.53 m ² /人≧4.25 m ² /人（都市計画区域におけるその他公園の充足判断基準値） ※代替となる「みどり」の面積：664.1ha（上記公園・緑地, 未着手緑地区域約 463ha）÷都市計画区域人口：1,465 千人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 未着手区域は河川敷であり、用地買収は必要ない。 河川敷は買収の必要がなく、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	桂川河川敷は市街地内の貴重な「みどり」として引き続き保全していく必要がある。

※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。

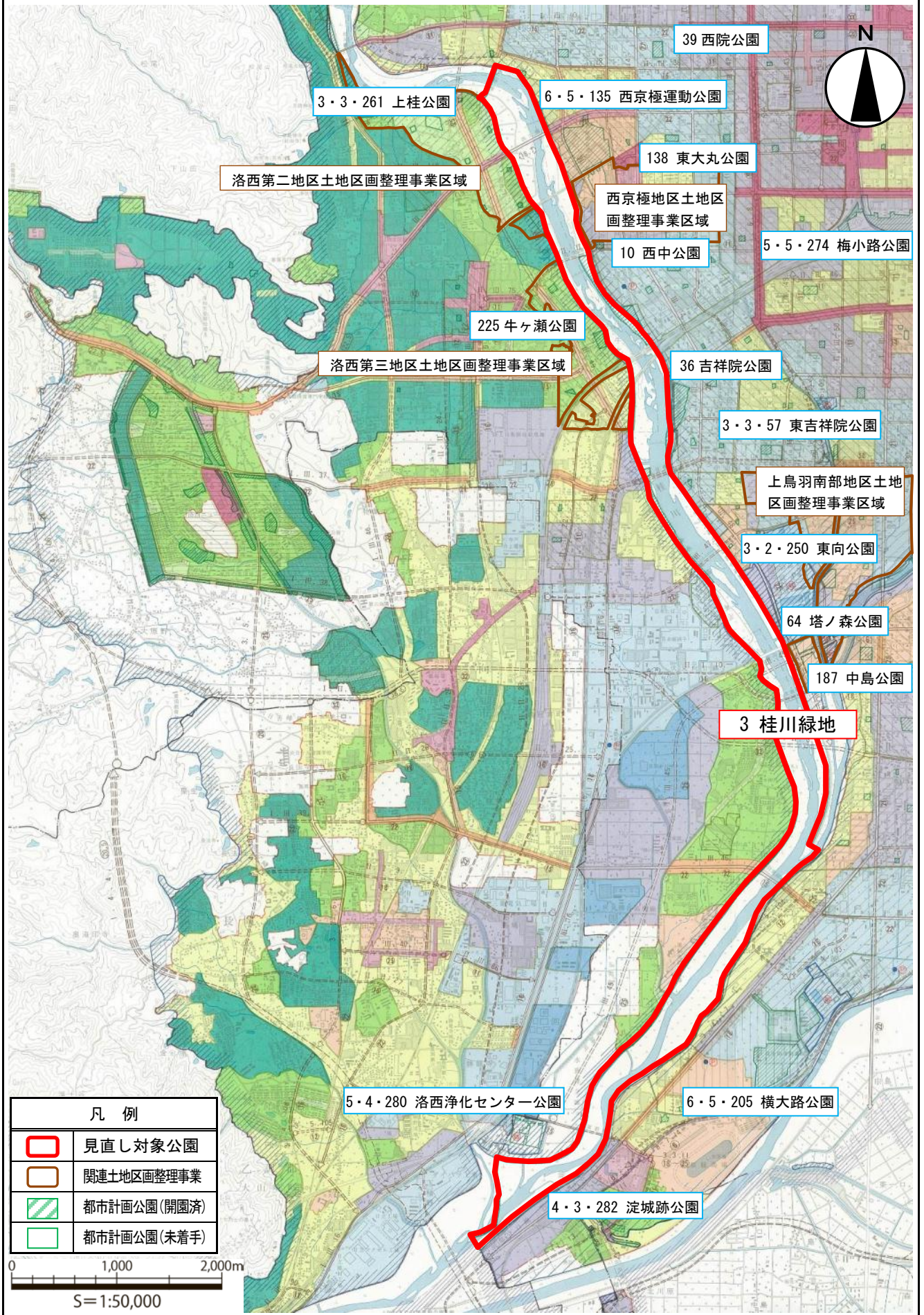


見直し案	存続（変更なし） （488.5ha⇒488.5ha）
評価内容	未着手区域は河川敷であり、用地買収が不要であること、引き続き緑地として保全していく必要があることから存続とする。

3. 緑地の概要

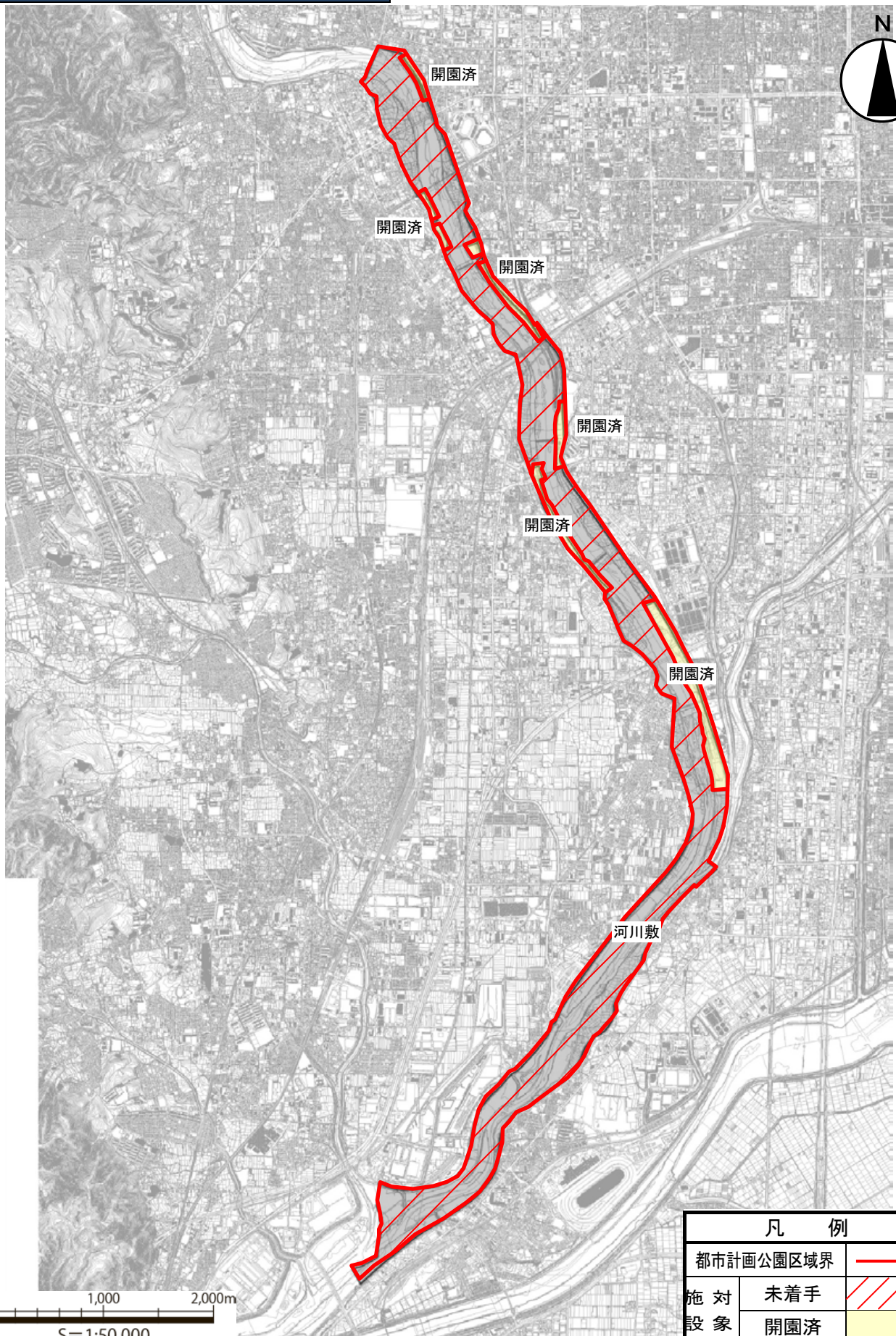
緑地名称（ふりがな）	桂川緑地（かつらがわりよ くち）	都市計画番号	3
緑地位置	右京区西京極河原町裏町ほか	公園種別	緑地
都市計画決定告示（当初）	昭和46年2月15日	区域面積（当初）	30.0ha
事業認可	—	経過年数(平成24年3月31日基準)	42年
都市計画決定理由等	<p>当初理由：近年急速に都市化が進み，都市の周辺部の住宅化が激しくなり，それにつれて，緑地等が非常に狭小となってきた。今般京都市の西部を北から南に流れる桂川河川敷地を河川整備計画にあわせ，公園化し，住民の用に供するものである。</p> <p>最終変更理由：桂川緑地については，昭和46年2月5日に桂大橋と国鉄東海道線の間約30haを計画決定し，京都市によって45年度，46年度の2カ年にわたり同左岸の整備を進めてきた。しかし今回さらにその計画を上流は上野橋，下流は三川合流点上まで拡大し，府民のスポーツの場，水と親しむ場として逐次整備を進めようとするものである。</p>		
都市計画決定告示（最終）	平成22年2月5日	区域面積（最終）	488.5ha
都市計画変更の内容	区域の変更（拡大）	用途地域 （容積率）	未指定 (100%)
都市計画施設等	—		
上位計画等での 位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	「広域避難場所」(羽束師運動広場，久世橋西詰公園，吉祥院公園（グラウンド）・桂川左岸久世橋上流，桂川左岸(桂大橋～東海道線)) (安全面積21.67ha)に位置付け		

位置図 (1/50,000)



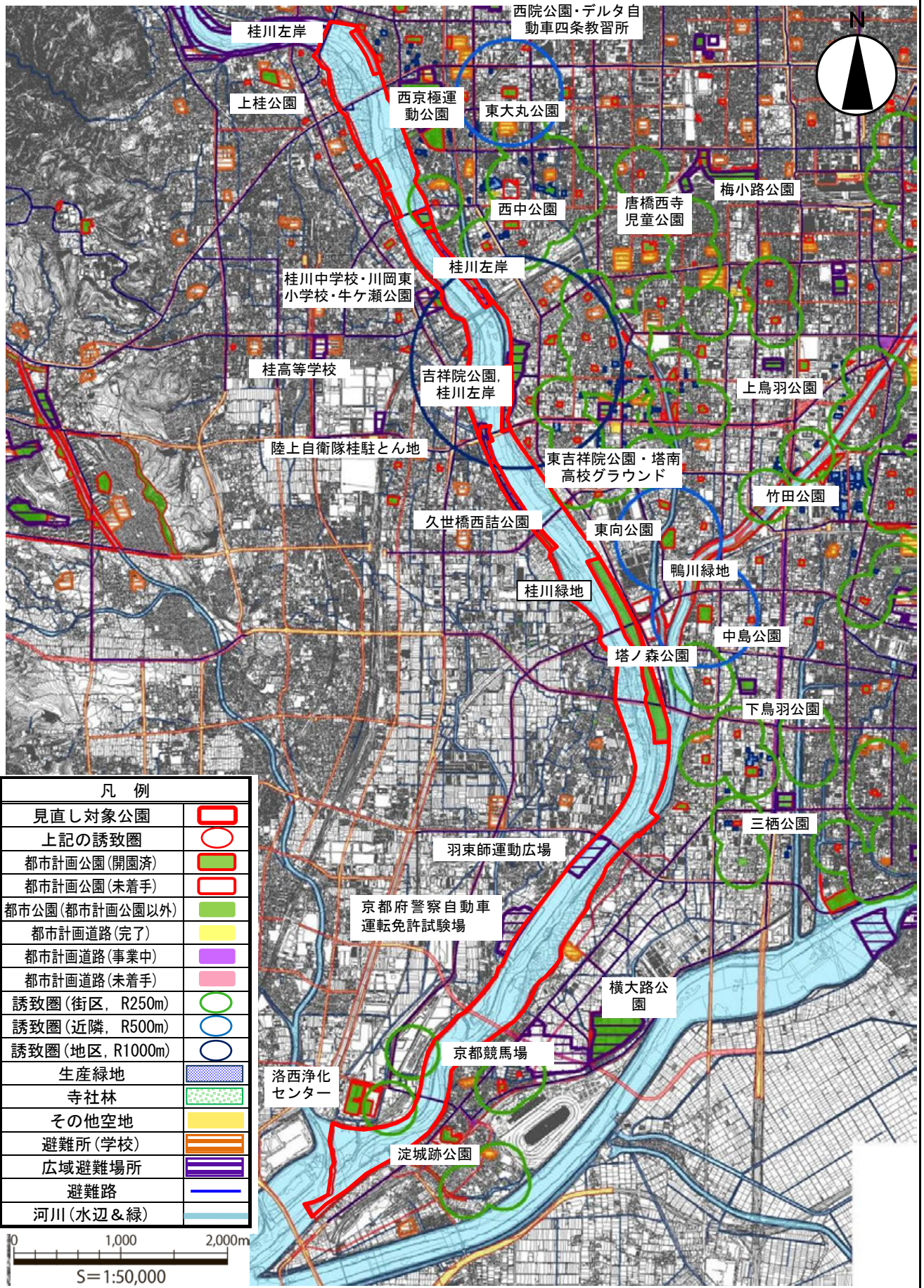
開園状況	一部開園済	緑地設置年月日	—
現在の開園面積	27.3ha	未着手面積	461.2ha(未着手率 94.4%)
整備の経過と現在の状況	桂川河川敷を占用し運動公園として6ヶ所設置。		
未着手部分の土地利用	国管理の河川敷（一部民有地有）		
	整備に向けた 必要事項	用地確保 移転補償	不要（河川占用が必要） 不要
樹林地等の有無	桂川河川敷		
現時点で整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の 問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の 整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		

都市計画公園区域と未着手区域 (1/50,000)



凡 例	
都市計画公園区域界	—
施 対	未着手
設 象	開園済

都市公園等の配置状況	近隣公園以上	<ul style="list-style-type: none"> ・(都)西院公園(1.7ha) ・(都)上桂公園(1.8ha) ・(都)西京極運動公園(18.1ha, 開園部分) ・(都)東大丸公園(1.1ha) ・(都)梅小路公園(10.5ha) ・(都)西中公園(0.15ha, 開園部分) ・(都)唐橋西寺児童公園(1.1ha, 開園部分) ・(都)牛ヶ瀬公園(1.6ha) ・(都)上鳥羽公園(1.7ha) ・(都)吉祥院公園(4.4ha) ・(都)東吉祥院公園(1.0ha, 開園部分) ・(都)竹田公園(2.1ha, 開園部分) ・(都)東向公園(1.6ha) ・(都)塔ノ森公園(0ha, 開園部分) ・(都)中島公園(1.9ha) ・(都)下鳥羽公園(1.9ha) ・(都)三栖公園(2.3ha, 開園部分) ・(都)横大路公園(16.3ha, 開園部分) ・(都)淀城跡公園(1.7ha, 開園部分) ・(都)洛西浄化センター公園(8.0ha)等
	その他緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・(都)桂川緑地(27.3ha, 開園部分) ・鴨川緑地(23.79ha)等
避難施設等の分布状況	広域避難場所	<p>桂川左岸(松尾橋～上野橋), 桂川左岸(桂大橋～東海道線), 吉祥院公園(グラウンド), 桂川左岸久世橋上流 西院公園・デルタ自動車四条教習所 西京極運動公園 梅小路公園 桂川中学校グラウンド・川岡東小学校グラウンド・牛ヶ瀬公園 上鳥羽公園(グラウンド) 桂高等学校グラウンド 塔南高校グラウンド 陸上自衛隊桂駐とん地 久世橋西詰公園 下鳥羽公園 三栖公園 羽束師運動広場 京都府警察自動車運転免許試験場 横大路公園 京都競馬場(駐車場)等</p>



No.35

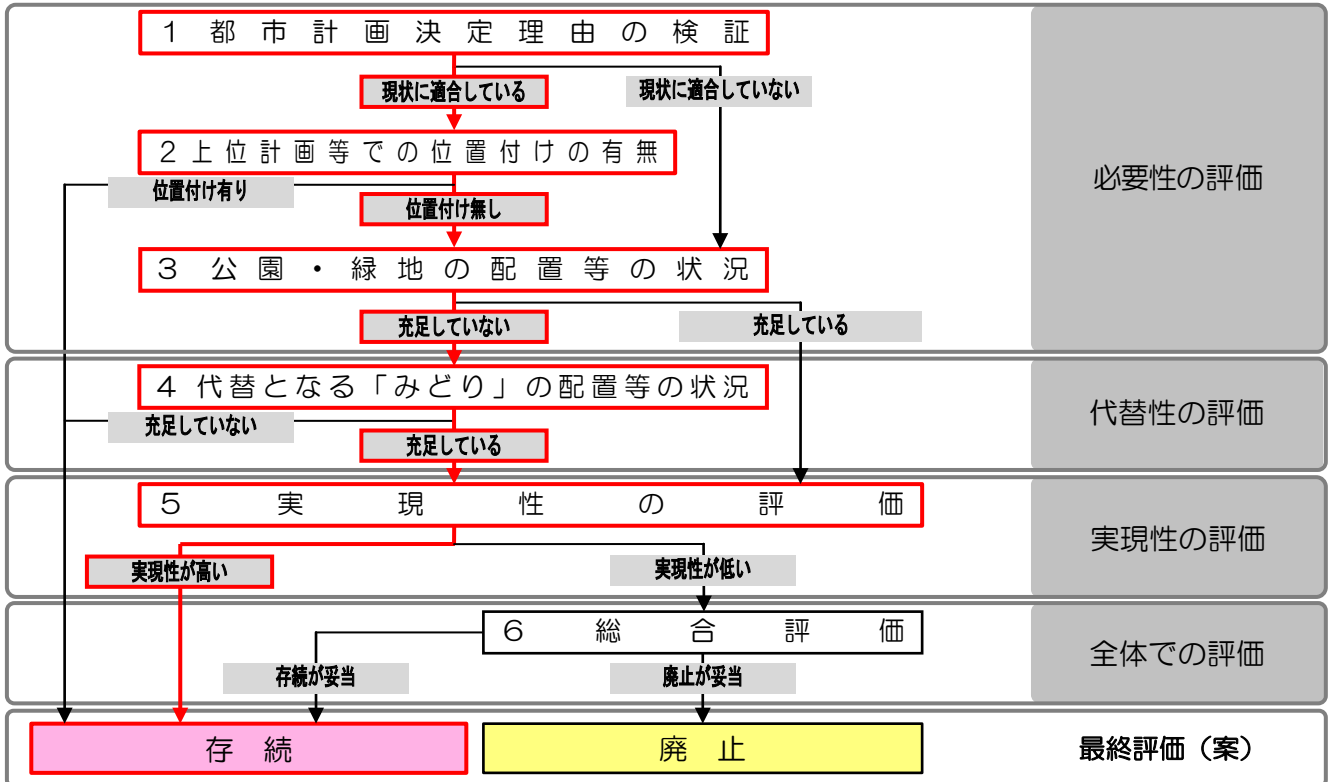
公園・緑地の評価調書

4 東山自然緑地

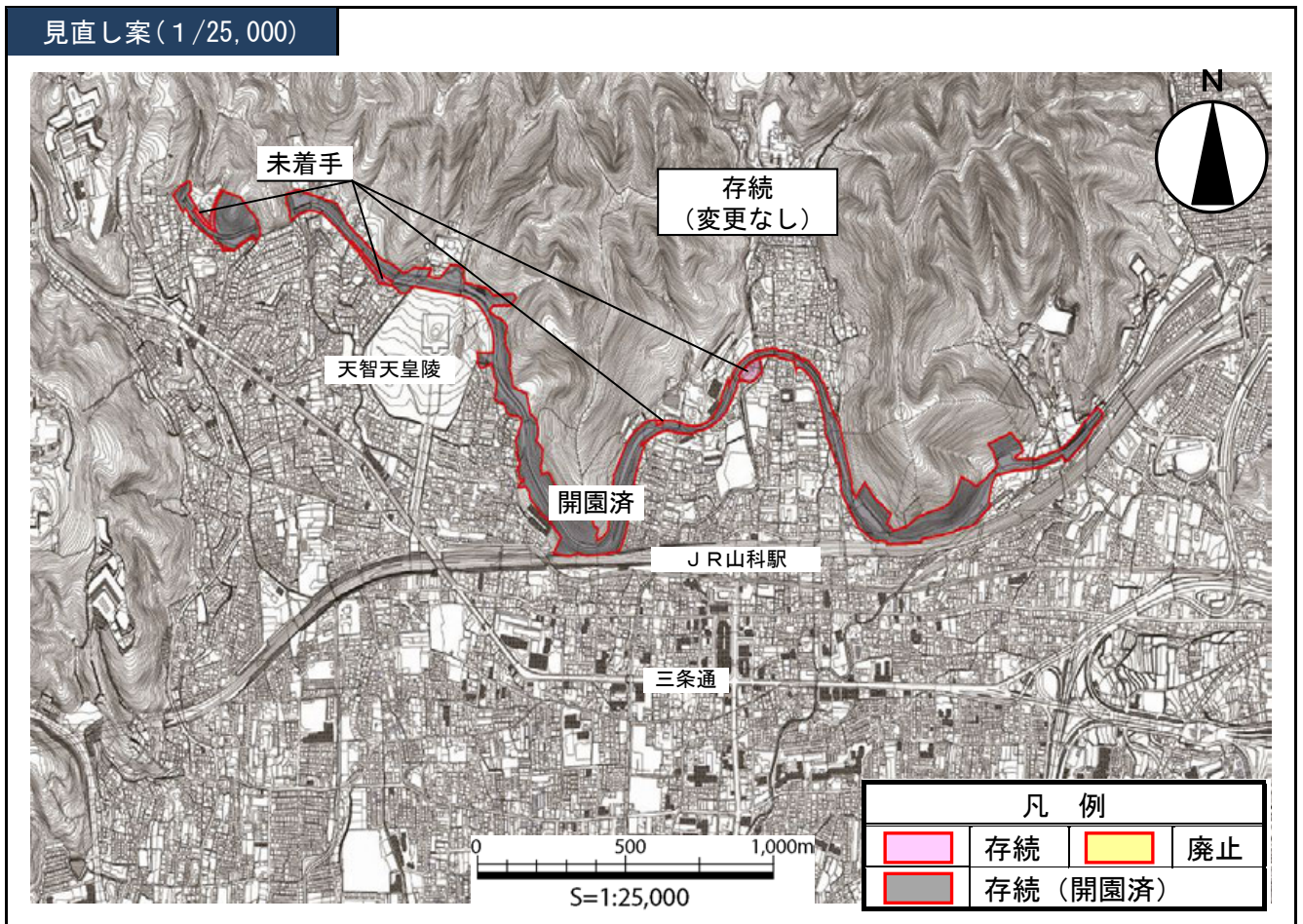
(平成25年1月21日)

東山自然緑地の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は35 東山自然-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（良好な地区環境の形成を図るとともに、市民にレクリエーション利用の遊歩道及び広場を提供）は現在においても意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として緑地は充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 市民一人当たりその他公園（緑地含む）面積＝1.37 m²/人≦4.25 m²/人（都市計画区域におけるその他公園の充足判断基準） ※その他の公園面積：201.1ha（風致公園 20.8ha, 交通公園 2.1ha, 墓園 3.1ha, 都市林 134.0ha, 広場公園 0.2ha, 都市緑地 18.0ha, 緑道 22.9ha）÷都市計画区域人口：1,465千人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><「みどり」の配置> 市域全体として、桂川等、緑地の代替となる「みどり」は充足していると判断する。</p> <p><「みどり」の面積> 市民一人当たり「みどり」面積＝4.53 m²/人≧4.25 m²/人（都市計画区域におけるその他公園の充足判断基準値） ※代替となる「みどり」の面積：664.1ha（上記公園・緑地, 未着手緑地区域約 463ha）÷都市計画区域人口：1,465千人</p>
5 実現性の評価	実現性が高い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない</p> <p><関連事業の状況> 関連事業はない。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 未着手区域は小規模である。 未着手区域は小規模であることから、実現性が高いと判断する。</p>
6 総合評価	存続が妥当	<p>排水施設は産業遺産であることから、引き続き公園として保全していく必要がある。</p>

※「」は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	存続 (20.4ha⇒20.4ha)
評価内容	未着手区域は小規模であり、産業遺産である排水施設の保全のため存続とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	東山自然緑地（ひがしやまし ぜんりょくち）	都市計画番号	4
公園位置	山科区四ノ宮柳山町ほか	公園種別	緑地
都市計画決定告示（当初）	昭和47年6月27日	区域面積（当初）	3.9ha
事業認可	—	経過年数（平成25年4月1日基準）	40年
都市計画決定理由等	<p>当初理由：明治23年大津と京都を結ぶ運河として、琵琶湖疏水が開かれた。その後両側の既存の自然美に加え、桜や松を多く植栽し、水と緑の自然景勝地として市民の散策や、花見の地として、ながらく親しまれてきた。国鉄湖西線の新設工事に係り、その一部（四ノ宮附近）が付け替えされ、埋め立てられた。</p> <p>旧国道1号線以北の山科四ノ宮、安朱地区には児童公園が1カ所あるのみで、都市計画公園配置上新規設置の必要があった。そこで疏水埋立部を緑地として逐次整備しようとするものである。</p> <p>最終変更理由：第4号緑地の予定地附近は市街地で人口密度も高く、公園緑地に対する需要度は高い、これら地域の住民の要求に応えるため、都市計画緑地の区域を変更拡大し、良好な地区環境の形成を図るとともに、市民にレクリエーション利用の遊歩道及び広場を提供しようとするものである。</p>		
都市計画決定告示（最終）	昭和50年12月16日	区域面積（最終）	20.4ha
都市計画変更の内容	延長4.0kmの疏水敷の追加	用途地域 （容積率）	第一種低層住宅専用地域(80%)、未指定
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	—		
位置図（1/25,000）			

開園状況	大部分で開園済	公園設置年月日	—
現在の開園面積	18.6ha	未着手面積	1.8ha(8.8%)
整備の経過と現在の状況	疏水の一部埋立てに伴い工事着手し、昭和47年都市計画決定 昭和49年開園(3.9ha) 昭和50年に延長4.0kmの疏水敷に区域を広げる都市計画変更 昭和53年にほぼ全域開園している。		
未着手部分の土地利用	水道施設等		
	整備に向けた必要事項	用地確保	—
		移転補償	—
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	<ul style="list-style-type: none"> ・(都)岡崎公園(14.0ha, 開園部分) ・(都)山科中央公園(1.9ha) ・(都)東野公園(3.1ha)等
	街区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・(都)西野公園(0.1ha, 開園部分) ・(都)川田公園(0.23ha, 開園部分)等
	その他緑地	—
	その他空地	<ul style="list-style-type: none"> ・天智天皇陵 ・洛東高等学校 ・安朱小学校 ・一燈園小学校・中学校・高等学校 ・陵ヶ岡小学校 ・鏡山小学校 ・京都薬科大学 ・安祥寺中学校 ・山階小学校 ・京都市生涯学習総合センター山科等
避難施設等の分布状況	広域避難場所	京都薬科大学グラウンド 山科中央公園・安祥寺中学校グラウンド, 山階小学校グラウンド 東野公園・山科中学校グラウンド
	避難所	洛東高等学校, 安朱小学校, 一燈園小学校・中学校・高等学校 陵ヶ岡小学校, 鏡山小学校, 京都薬科大学, 安祥寺中学校 山階小学校, 京都市生涯学習総合センター山科等
	避難路	—

